

20020235

厚生労働科学研究費補助金

長寿科学総合研究事業

高齢者虐待の発生予防及び援助方法に関する国際的研究

平成 14 年度 研究報告書

主任研究者 多々良紀夫

平成 15 年 (2003 年) 3 月

目 次

I 総括研究報告	
高齢者虐待の発生予防及び援助方法に関する国際的研究-----	1
多々良紀夫	
II 研究成果の刊行に関する一覧表-----	11

厚生科学研究費補助金（長寿科学総合研究事業）

総括研究報告書

高齢者虐待の発生予防及び援助方法に関する国際的研究
(H13-長寿-026)

総括研究者 多々良紀夫（淑徳大学社会学部・教授）

本研究の総括研究者多々良は、平成10年度4月から3年間長寿科学総合研究事業において、高齢者虐待の発生予防及び援助方法に関する実証調査・研究を行った。その結果は、複数の学会発表と『高齢者虐待早期発見・早期介入ガイド』及び『高齢者虐待—日本の現状と課題』の出版となると同時に、本研究の基盤を提供した。

本研究の要旨は、どのような高齢者虐待早期発見・早期介入プログラムが外国で実施されているのか、そしてそれらのプログラムが日本においても有効なのかを研究することである。さらに、日本及び本研究の研究パートナー5ヶ国の研究者や実践者の役に立つ資料を開発して配布することも本研究の目的の一つである。従って、本研究においては、先の研究で完成したガイドの修正・発行・配布は、研究パートナー国との比較研究と同様に重要となる。

<研究組織>

総括研究者

多々良紀夫（淑徳大学社会学部・教授）

研究協力者（国内）

塚田典子（日本大学大学院グローバル・ビジネス研究科・助教授）

山口光治（国際医療福祉大学医療福祉学部・講師）

平田佳子（淑徳文化専門学校・専任講師）

研究協力者（海外）

パトリシア・ブラウネル（Patricia Brounell）（フォーダム大学ソーシャルサービス大学院・助教授）アメリカ
ジェリー・ベネット（Gerry Bennett）（ロイヤル・ロンドン医科歯科大学・教授）イギリス

リア・スザナ・ダイチマン（Lia Susana Daichman）（ベルグラノ大学心理学部・教授）アルゼンチン

スーザン・クール（Susan Kurrle）（ホーンズビィ・クリング・ガイ病院・リハビリテーション及び老人ケアサービス部長及び上級スタッフ専門医師）オーストラリア

エリザベス・ポドニクス（Elizabeth Podnieks）（ライヤマン工科大学看護学部・教授）カナダ

シルカ・ペルトゥ（Sirikka Perttu）（フィンランド地域自治体協会全国犯罪防止プロジェクト・上級顧問）フィンランド

オラグ・ジュクルスタッド (Olaug Juklestad) (オスロ大学暴力研究・情報資料センター・上級顧問) ノルウェー

レベッカ・ルウエック (Rebecca Lueck) (サンフランシスコ高齢者自立支援センター・現場指導者) アメリカ

A. 研究目的

日本においては、児童虐待とドメスティックバイオレンスの両分野で、すでに国の法律が成立しており、西欧諸国にはかなり遅れをとっているとはいえ、対応プログラムの開発や専門職の訓練が進んでいる。しかし、高齢者虐待の分野においては、一般市民の関心が低いうえ、専門職の間でも問題の所在に関する認識がまだ確立していない。とはいえ、日本国政府は数年前から厚生科学研究費補助金プロジェクトのもと、複数の高齢者虐待に関する研究活動を支援してきた。民間の財団も、ここ数年来、様々な高齢者虐待研究プロジェクトをサポートするようになった。そして、最近では、国会議員の一部や行政担当者の中で高齢者虐待対応システムの法制化に向けての動きが活発になっている。加えて、日本弁護士連合会なども研究者や活動家に呼びかけて高齢者虐待予防法に関する勉強会を始めた。従って、高齢者虐待領域において、日本でも法律の制定や予防プログラムの開始もそれほど遠い将来のことではないかもしれない。

このような状況の中で、本研究の大きな目的は高齢者虐待の発生防止プログラムや被虐待者へのサービス等の実情を国際的な視野に立って研究することである。具体的には、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア及びアルゼンチン(研究パートナー5ヶ国)の高齢者虐待早期

発見・早期介入プログラムの中から日本に適したものを日本に紹介することである。こうして学んだ事項は、多々良が先の研究で開発した『高齢者虐待早期発見・早期介入ガイド』の修正版に盛り込むことをはじめとして、書籍や報告書などで日本の研究者や実践者に浸透させていく計画である。さらに、本研究では、総括研究者多々良が複数の成果物を英文で執筆する計画もある。

平成14年度においては、本研究は以下の目的を達成した—(1)『高齢者虐待早期発見・早期介入ガイド』第3版の発行及び配布、(2)『アメリカ、オーストラリア、カナダ、ノルウェー及びラテンアメリカ諸国における高齢者虐待早期発見・早期介入システム』(英文)の発行及び配布、(3)『日本、北アメリカ及び英国における高齢者虐待文献資料』(英語版及び日本語版)の発行及び配布(4) *Elder Abuse: The Early Detection and Early Intervention Systems in Australia, Canada, England, Norway and the United States of America* の発行及び配布及び(5)『高齢期の心配事、政府の機能及び高齢者の権利擁護に関する世代間の認識の違い—4ヶ国比較研究』の完成と配布。

B. 研究方法

上述の目的の達成のために、本研究の総括を受け持つ淑徳大学社会学部多々良研究室では、内外の研究協力者及びアシスタントを動員して様々な作業にあたった。まず、多々良の指示に従い、海外の研究協力者らは自国の高齢者虐待早期発見・早期介入システムについての論文の執筆を開始した。これらの研究協力者は、昨年度からすでに資料を収集、加えてその分析も始めており、国によっては報告

書の執筆も進められていた。次に、総括研究者多々良と研究協力者塚田は、先に立てた研究計画に基づいて高齢者の権利擁護及び高齢期の心配事に関する世代間の認識の違いの国際比較研究を実行に移した。この研究は、日本、フィンランド、ノルウェー及びアメリカにおいて、50人の高齢者と50人の若者を対象にアンケート調査を行い、その結果を比較することが目的であった。すなわち、高齢者と若者の認識の違いを、歴史や文化の異なるこれらの4ヶ国で比較することによって、何か重要なことが学べると期待されたためであった。アンケートの調査票は高齢者用も若者用も合計11の質問から構成されていたが、高齢者(65歳以上)用の調査票には以下のような質問が含まれていた。

「あなたが現在最も心配なことは何ですか。次の中からあなたの考えに最も近いものを2つ選びその番号に○を付けてください。」

1. 自分または自分の配偶者が病気になる、虚弱になること。
2. 介護が必要になった時、介護をしてくれる人がいるかどうか。
3. 生活に必要なお金や医者に行くお金があるかどうか。
4. 他の人から尊敬を失う／差別されること／無視されること。
5. 頼りにできる人がいなくなること。
6. 老人ホームに行かなくてはいけないようになること。
7. 自分の子どもの将来。
8. 世界の平和や環境問題について。
9. 若い人たちの将来について。
10. 自分と自分の家族の安全について。

11. その他 ()。

12. 心配事は別がない。

「一般的に言って、あなたの国の政府(国及び地方を含めて)は、高齢者の面倒を十分に見ていると思いますか? 下の中から、自分の意見に一番近い番号に1つ○を付けてください。」

5. 素晴らしく十分に面倒をみている(何も不満はない)。
4. 大変よく面倒をみている(少し改良が必要である)。
3. まあまあふつう(ある程度改良が必要である)。
2. 大変不十分である(かなりの改良が必要である)。
1. 全く不十分である(抜本的な改良が必要である)。

その他には、「あなたがこれまでに、誰かが高齢者の権利について話しているのを聞いたことがありますか?」「あなたこれまでに、誰かが高齢者虐待／老人虐待について話しているのを聞いたことがありますか?」「一般的に言って、高齢者の権利はあなたの政府によって十分に守られていると思いますか?」「あなたはこれまでに、自分自身の人権が侵害されたと感じたことありますか?」などの質問である。

続いて、世代間の比較を目的にしているので、若者(15～22歳)用の調査票にも全く同じ質問を入れた。さらに、総括研究者多々良は、日本語の2種類の調査票を英語に翻訳した。この時点でフィンランド、ノルウェー及びアメリカの研究協力者に連絡をとり調査を正式に依頼した。以前からこれらの研究協力者らの密接な連絡を保っており、この比較研究に関しては十分な話し合いを重ねてきたため、海外3ヶ国の研究者は全員研究の目

的や意義を理解していた。ちなみに、各国の調査対象者合計 100 人（高齢者及び若者それぞれ 50 人ずつ）は、便宜的抽出法（convenience sampling method）によって抽出することに決めた。最後にフィンランドとノルウェーの研究協力者（ペルトゥとジュクルスタッドの両氏）は、英文の調査票をそれぞれフィンランド語とノルウェー語に訳し、プリテストを行い翻訳の正当性を確認した。

その後、数ヶ月間にわたって 4 カ国の研究協力者は、それぞれの研究アシスタントを動員して統一化された調査票を用いてアンケート調査を行った。そして、記入済みの調査票は、総括研究者多々良宛に送られてきた。多々良は研究協力者塚田と共同で調査票の点検を行い、それぞれの調査票が分析に足るデータを有しているか確認した。その結果、複数の調査票は無記入の部分があったり、指示に従って記入を行っていなかったり、調査対象の年齢範囲から外れていたたりなど、分析の対象となり得ないことが判明したため、該当する研究協力者に再調査を依頼した。最後に、データ分析は研究協力者塚田の監督下で数人の研究員を動員して、SPSS を使用して遂行した。調査対象者 400 人のデータの分析をもとにして、中間報告書を完成させた。この時点での調査結果は、米国の老年学会を含むいくつかの学会発表として通用する成果物となったが、本研究ではさらに高いレベルの研究を目指しているので、各グループのサンプル数を 200 人（4ヶ国合計 800 人）に引き上げるまで調査を続けることにした。さらに、来年度においては、これまでに研究を行っている 4ヶ国の他に、2, 3 の新しい国を加えることも考慮している。

本研究では、平成 14 年度に「高齢者

虐待文献プロジェクト」をスタートさせた。このプロジェクトの目的は、日本、北アメリカ（アメリカ及びカナダ）とイギリスにおける高齢者虐待に関する文献リストを作成して研究者に配布することである。このプロジェクトのために、総括研究者多々良は日本から研究協力者の山口光治、そしてアメリカからは研究協力者としてレベッカ・ルウエックをリクルートした。両者とも、多々良とは、10 年以上にわたって高齢者虐待の研究を通して交流がある。山口は日本の文献に関する情報を収集することになり、ルウエックは北アメリカを担当することになった。イギリスに関しては、多々良がジェリー・ベネットに協力を依頼することになった。これらの研究協力者の作業は大方順調に進展したといえる。

海外研究協力者は、それぞれ「高齢者虐待早期発見・早期介入システム」の論文の原稿を完成させた。これらの原稿は全て英文で書かれていたが、本研究としては 2 つの成果物として完成させ配布する計画であった。すなわち、一つ目は英文として 1 冊の書物にまとめて発行・配布することで、二つ目は英文原稿を日本語に翻訳して書物にすることであった。多々良は複数の翻訳者を選び、英文原稿の日本語訳を依頼した。そして、英文原稿は、多々良が点検を行った。翻訳及び英文原稿の点検作業は終了した。

次に、本年度は『高齢者虐待早期発見・早期介入ガイド』の第 3 版を発行・配布した。本研究では、昨年度、同ガイドの第 2 版を 2,000 部、全国の老人デイサービスセンター及び在宅介護支援センターに配布したが、その際、1,000 通の「ガイド評価票」も配布しセンター職員からの回答を求めた。60 通以上の回答があり、第 3 版を執筆を前に、これらの評価票の

集計・分析を行った。さらに介護現場の専門職から高齢者虐待の実際のケースの情報を収集することを目的として、「高齢者虐待事例収集票」も配布し、約 50 件近い高齢者虐待の事例が収集された。これまでは適当な日本の事例が収集できなかったため、ガイドにはアメリカの事例を使用していた。同ガイドに最も適当な 3,4 事例をガイドの第 3 版に記載するために、これらの事例分析も同時に行った。来年度までにはアメリカの事例を除き、すべて日本の事例を使おうと考えているが、事例収集の状況を考慮し検討していく。

最後に、総括研究者多々良は『高齢者虐待—アメリカ同取り組んでいるか』（仮題）の執筆に向けて、資料を収集中であるが、本年度もアメリカの連邦議会図書館（The Library of Congress）において、資料の収集を行った。アメリカにおいて、高齢者虐待の問題は、1978 年に初めて連邦議会で取り上げられた後、徐々に連邦議会の議員らによって深刻な社会問題であるとして認識されていった。しかし、そのプロセスは遅々として前進せず、時間も要した。数々の公聴会が開催され様々な証人が「高齢者虐待は大きな問題で、多くの老人やその家族が悩んでいる」と強調したが、「高齢者虐待は、たいした問題ではない。連邦政府がかかわるような重要な問題でもない。」という者もいたため、連邦レベルでの法制化に対して慎重になっている連邦議員はかなりいたのであった。いずれにしても、高齢者虐待問題に対する連邦議会の反応に関する資料は、連邦議会図書館、それも「法律資料専門図書館」にしか存在していないため、現地での資料収集を行った。

C. 研究結果

高齢者の権利及び高齢期の心配事に関する 4 ヶ国のアンケート調査の分析結果の中から、いくつかの興味深い結果を紹介する。まず、高齢期における心配事であるが、日本とノルウェーの高齢者が最も多く選んだ心配事は、「自分または配偶者の病気」であったのに対し、アメリカとフィンランドの高齢者では、「介護をしてくれる人がいるか」が最も多く選ばれた心配事であった。日本とノルウェーの高齢者の意見で次いで多かったのが、「介護をしてくれる人がいるか」という心配事であり、日本とノルウェーの意見に一致がみられた。この回答は、アメリカとフィンランドの高齢者が最も心配している事項であった。アメリカの高齢者が 2 番目に多く選んだ心配事は、「世界の平和や環境問題について」であったが、フィンランドの高齢者は「自分または配偶者の病気」であった。3 番目に多かった心配事に関しては、4 ヶ国の高齢者の考えにかなり相違がみられた。日本の高齢者の場合「自分の子どもの将来」であり、アメリカの高齢者は「生活や受診のお金があるかどうか」、ノルウェーの高齢者は「世界の平和や環境問題について」、そしてフィンランドの高齢者は「老人ホームへ行かねばならなくなる」ことが 3 番目に多く選ばれた心配事であった。

次に、国の政府が高齢者の面倒をみているかどうかについても、各国の高齢者の見解は異なっていた。例えば、約半数の高齢者は日本の政府が高齢者の面倒をみる程度は「普通」とであると回答し、残りの半分のうち、半分が政府は十分に高齢者の面倒をみているという見解を示し、残りの半分は政府が高齢者面倒をみる程度は「大変不十分」か「全く不十分」であるという意見であった。これに対して、

アメリカの高齢者も日本の高齢者と同じように、約半分が政府の高齢者の面倒をみる程度は「普通」であると述べたが、残りの約3分の2（65.4%）は、政府は「素晴らしく十分」か「大変十分」に高齢者の面倒をみていると回答した。「大変不十分」か「全く不十分」と答えた高齢者は3分の1（33.3%）であった。全体では、このように答えた高齢者は、わずか19.0%であった。4ヶ国の高齢者の回答を全体的にみると、アメリカの高齢者が自国の政府に対する信頼度が最も高いことが分かった。そして、ノルウェーの高齢者が、高齢者の面倒というテーマに関しては、最も自国の政府に対して厳しい評価を下していることが分かった。50人のノルウェーの高齢者のうち、政府が高齢者の面倒をみる程度が「素晴らしく十分」及び「大変十分」と回答したのは、わずか3人（6.0%）のみであった。そして、約3分の2（60.0%）の高齢者は、「普通」と答えたものの、残りの3分の1（34.0%）は、政府が高齢者の面倒をみる程度は「大変不十分」か「全く不十分」と述べたのであった。最後に、フィンランドの高齢者の約3分の1（31.3%）は、政府が「素晴らしく十分」か「大変十分」に高齢者の面倒をみていると答えたが、「普通」と答えた高齢者も同じくらい（33.3%）いた。しかし、政府の面倒をみる程度は「大変不十分」及び「全く不十分」と回答した高齢者の割合は、ノルウェーよりも少し高かった（35.4%）。フィンランドの高齢者のこの見解は、ノルウェー及びアメリカの高齢者の見解と同様に意外な点であった。

次に、高齢者の権利について聞いたことがあるかどうか、4ヶ国の高齢者の比較を行った。ノルウェー（88.0%）及びフィンランド（82.0%）の高齢者のほとん

どは、高齢者の権利について聞いたことがあると回答したが、アメリカの高齢者で高齢者の権利について聞いたことがあるのは3分の2程度（64.6%）であった。日本の高齢者の中で高齢者の権利について聞いたことがあるのは半分に満たなかった（46.0%）。

さらに、高齢者虐待について聞いたことがあるか否か4ヶ国の高齢者の比較を行った。先と同じように、ノルウェー（89.9%）とフィンランド（90.0%）の調査対象者は、高齢者虐待のことを聞いたことがあると回答した。続いて、約3分の2（68.0%）のアメリカの高齢者が高齢者虐待について聞いたことがあると述べた。しかし、日本の高齢者で高齢者虐待について聞いたことがあると回答したのは、全体の半分以下（46.9%）で、4ヶ国の高齢者の中で最も少なかった。

続いて、政府が高齢者の権利を守っている程度はどうかについて、4ヶ国の高齢者に尋ねた。ノルウェーの高齢者で、政府の対応が「大変十分」と答えたのは1人（2.2%）のみであった。4分の3以上（76.1%）は、政府の対応は「普通」と述べたが、「大変不十分」と答えた高齢者も全体の2割程度（21.7%）いた。フィンランドの高齢者の見解は、かなり異なっていた。すなわち、政府の対応が「素晴らしく十分」及び「大変十分」と回答した高齢者が3割近く（31.3%）もいたことである。約3分の1（35.4%）の高齢者が政府の対応は「普通」と答えたが、残りの3分の1（33.3%）は「大変不十分」とか「全く不十分」と回答していたのであった。アメリカの高齢者も、フィンランドの高齢者の割合と同じくらい（30.6%）が、政府の対応は「素晴らしく十分」また「大変十分」と考えていたようだが、全体の

半分以上（55.1%）の高齢者は、政府の対応は「普通」だと答えた。そして、「大変不十分」とか「全く不十分」と答えた高齢者は、他のいずれの国の高齢者よりも少なかった（14.3%）。一方、日本の高齢者の見解は、他の国の高齢者と少し違っていた。すなわち、政府が高齢者の権利を守っている程度が「素晴らしく十分」だとか「大変十分」だと答えた高齢者は1割くらい（10.6%）で、全体の約半分（51.1%）は、政府の対応は「普通」だと答えた。しかし、「大変不十分」とか「全く不十分」と回答した高齢者が、4割近く（38.3%）もいたので、4ヶ国の高齢者の中では、日本の高齢者が政府の高齢者の権利擁護のあり方に最も不満であった。最後に、多々良は4ヶ国の研究協力者とともに、この研究の結果を発表するために、2003年11月にサンディエゴで開催される米国老年学学会の年次大会において、シンポジウムを行う計画である。このシンポジウムにおいては、上で述べなかった若者のアンケート調査の結果も、高齢者のアンケート調査の結果と比較させる形で発表することになる。

先の述べたように、本研究では本年度において『高齢者虐待早期発見・早期介入ガイド』の第3版を発行・配布した。第3版の執筆にあたっては、第2版の配布の際にガイドに同封した1,000通の評価票から回収された68通の分析結果を参考にした。参考にしたのは、主に評価票の「自由回答」の部分であったが、その他の部分もガイドの読者が、この出版物をどのように評価しているのかを知ろうと貴重な資料となった。以下、読者の評価の一部を紹介することにする。

「高齢者虐待について理解が深まったか」については、66.0%の回答者が「理解が深まった」と答え、残りの34.0%が

「まあまあ理解が深まった」と答えた。「理解が深まらなかった」と回答した者はいなかった。次に、「高齢者虐待の原因を理解できたか」については、53.0%が「理解できた」、46.0%が「まあまあ」、続いて1.0%が「理解できなかった」と回答した。続いての質問は、「高齢者虐待のリスクを理解できたか」であった。44.0%の回答者が「理解できた」、54.0%が「まあまあ理解が深まった」、1.0%が「理解が深まらなかった」、加えて1.0%が「不明」という結果であった。さらに、「虐待のサインの部分は役に立ったか」という質問には、65.0%の回答者が「役に立った」、34.0%が「まあまあ役に立った」、そして残りの1.0%は「役に立たなかった」であった。次は、虐待をより詳しく知るためのコツの部分は役に立ったか」には、49.0%が「役に立った」そして51.0%は「まあまあ役に立った」と回答した。さらに、「虐待介入プロセスは理解できたか」という質問には、34.0%が「理解できた」、56.0%が「まあまあ理解できた」、残りの10.0%が「理解できなかった」と回答した。他の部分と比較して「理解できなかった」という回答者が多く、ガイドのこの部分を再度検討し、修正しなければならない箇所を特定する必要があると考えられる結果であった。次は、「欧米の対応の仕方を読んで理解できたか」であったが、29.0%が「理解できた」、67.0%が「まあまあ理解できた」、3.0%が「理解できなかった」、そして1.0%が「不明」ということであった。この部分についても「理解できた」と回答した読者が少なかったことから修正する方向で再度検討する必要があるだろう。続いて、「日本の虐待の事例を読んで実情を理解できたか」の質問には、60.0%の回答者が「理解できた」、そして残りの

40.0%が「まあまあ理解できた」と回答した。さらに「専門職としての役割や責任を理解したか」に対しては、48.0%が「理解した」、46.0%が「まあまあ理解した」、そして6.0%が「理解できなかった」と回答した。この部分に関しても、修正を加える方向でガイドの改訂作業を進めた。最後に「虐待リスク・チェックリストは、今後の業務で役に立ちそうか」という質問には、52.0%が「役に立つ」、47.0%が「まあまあ役に立つ」、そして1.0%が「役に立たない」と回答した。

続いて、自由回答であるが、ガイドを高く評価するコメントは多くあったが、ここではガイドの内容に批判的なものや今後のガイド作成につなげられる回答を以下にあげる。

「虐待の原因を理解できても実際に介入することは難しいことだ」

「虐待のリスクが介入方法にすぐには結びつかない」

「高齢者の性格が問題を起こしている可能性もある」

「虐待のサインがすぐ虐待と結びつくとは思えない」

「本人からの訴えがない場合、介入のしようがないのではないのか」

「アメリカの介入の仕方は参考にならない」

「通報すると加害者と被害者の関係が一層険悪になりかねないので、異なった介入方法を見出す必要がある」

「日本と欧米では文化が違うので、欧米の対応法は日本では使えない」

「ガイドで紹介されてあるものより、もっと具体的な介入方法を知りたい」

「外国の事例や介入方法は日本でどう活かせるか分からないので知りたい」

「事例は事実の記述のみなので、研究も行ってほしい」

「介入の失敗例も記載してほしい」

「施設内虐待についても知りたい」

「介護保険下での高齢者虐待について知りたい」

「日本の事例をもっと知りたい」

「被虐待者の生の声を聞きたい」

「現場で使えるようなポスターなどがほしい」

「このガイドは虐待者には難しすぎるので、もっと易しく書かれたものがあればよい」

「家族や高齢者が使えるようなパンフレットが必要ではないか」

これらの回答は、いずれも適切なものだと考えられ、第3版の執筆にあたってこれらの意見を参考にガイド修正作業に取り組んだ。

D. 考察

本年度における最も重要な活動は、上で述べた4ヶ国で行った高齢期の心配事等に関するアンケート調査である。この調査から、明らかになったことがいくつあるのか、以下にまとめた。第一に、高齢期の心配事に関していえば、日本の高齢者はノルウェーとフィンランドの高齢者と考え方が似ているということである。この3ヶ国の高齢者は、いずれも「自分または配偶者の病気」と「介護してくれる人がいるか」の2点が最も大きな心配事であると述べている。第二には、高齢期の心配事に関して、若者にも同じ質問をし、その結果を高齢者と比較すると、最も大きな心配事について高齢者と若者の見解が一致した国は日本だけであった。つまり、日本の高齢者と若者は、両者とも「自分または配偶者の病気」及び「介護してくれる人がいるか」の二つ

を自らの高齢期における最も大きな心配事であると認めたということである。他の3ヶ国では高齢期の心配事について、高齢者と若者の考え方が一致していなかった。第三として、ノルウェーの多くの高齢者が、政府は高齢者の面倒を十分に見ていないといったのは意外であった。それに対して、福祉の分野ではノルウェーよりかなり遅れているフィンランドにおいて、ノルウェーと同じ割合の高齢者が政府の対応は不十分だと回答していたが、それと同じ割合の高齢者が政府はよく高齢者の面倒をみていると考えているのは、少し意外であった。第四として、どの国よりアメリカの高齢者が、政府が高齢者の面倒をみる程度は「大変十分」とか「素晴らしく十分」だと回答していたことも興味深い点である。ちなみに、政府の対応が不十分だと回答した高齢者の割合は、アメリカが最も少なかった。ノルウェーやフィンランドの高齢者の多くが政府に不満を持っていたことを含め、アメリカの結果も予想していなかった。第五には、高齢者の権利や高齢者虐待について聞いたことがある高齢者の割合は、日本が4ヶ国の中で一番少なかった。この点については、日本では広く知られていることなので、意外な発見ではなかったが、政府の高齢者の権利擁護に関する対応は、不十分であると回答した高齢者の割合が、日本が4ヶ国中最大であるということは、全く意外であった。ちなみに、政府の対応が不十分であるという高齢者の割合が最も少なかったのは、アメリカであるという事実も意外なことであった。

最後に『高齢者虐待早期発見・早期介入ガイド』第2版に対する評価結果から、特に自由回答から、ガイドを読んだ高齢者サービスの専門職は、高齢者虐待への

介入の難しさを感じていること、日本ではどのような高齢者虐待が発生しているのかを知りたいと考えていること、さらに当事者である高齢者を抱える家族と高齢者本人に対する啓発が重要であると考えていることが分かった。第3版の執筆は、これらの具体的な評価結果を踏まえて慎重に行った。例えば、日本の虐待事例を2,3新しいものを選び加えたこと、言い回しや表現方法なども工夫した。来年度、第4版の発行の際には、より多くの虐待事例を加えられるよう、各地の介護専門職との連携を蜜にし、事例の収集に努めることにする。

E. 結論

本年度の研究において、先に述べたようにいくつかの具体的な成果物を完成することができた。そして、これらの成果物は日本国内及び海外の研究者や実践者高齢者虐待に関する知識を深め、実践スキルを向上させるために貢献できるものであろう。例えば、昨年度に引き続き、全国の在宅介護支援センター2,000機関に配布された『高齢者虐待早期発見・早期介入ガイド』第3版は、高齢者の介護現場で働く専門職にとって、すでに必読書の部類に入っているはずである。また、英語版と日本語版が発行される『日本、北アメリカ及び英国における高齢者虐待文献資料』は、内外の研究者にとって、有効な参考資料になるに違いない。多々良研究室では、本資料の北アメリカでの配布を米国高齢者虐待問題研究所(NCEA)に依頼している。同研究所は、上記のガイドもアメリカ国内で、日本人コミュニティに配布している。

本年度は、海外の研究協力者の活躍が特に目立った。4ヶ国の比較調査、各国の高齢者虐待早期発見・早期介入システ

ムに関する報告書の執筆、先に述べた文献資料集の作成など、すべて海外研究者の協力なしでは実現しなかったであろう。本研究では、来年度もこれらの海外研究協力者と密接な連携を保って、数々の成果を達成する計画である。

F. 研究発表

1. 論文発表

総括研究者多々良は、引き続き『高齢者虐待—アメリカはどう取り組んでいるか』（仮題）の完成に向けて努力している。さらに、多々良は日本老年学会からの依頼を受けて、同学会の学会誌の巻頭論文「アメリカは高齢者虐待にどう取り組んでいるのか」（仮題）を執筆中である。最後に、『高齢者虐待早期発見・早期介入ガイド』第3版の執筆を終えて、同ガイドを配布した。

2. 学会発表

総括研究者多々良は、2002年11月アメリカのボストンで開催されたアメリカ老年学会（GSA）年次大会において、高齢者虐待のシンポジウムの発表者を務め本研究の進展状況を含む、日本やアジア諸国の高齢者虐待の研究の最近の様子について発表した。同シンポジウムは、国際高齢者虐待防止機構（INPEA）が主催したもので、本研究の海外研究協力者数名（ブラウネル、ダイチマン、ポードニークス等）が参加した。日本国内において多々良は、数々の高齢者サービス機関やNGO等からの依頼を受けて、高齢者虐待予防に関する講演を行った。これらの団体の中には、日本弁護士連合会、千葉県在宅介護支援センター協会、千葉県社会協議会、豊川市介護保険関係事業者連絡協議会、仙台市介護支援センターが含まれていた。

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	書籍全体の 編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
多々良紀夫 平田佳子	多々良紀夫	高齢者虐待早期発 見・早期介入ガイ ド第3版	淑徳大学 社会学部 多々良研究室	千葉	平成15年 3月	59頁